官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示（**文部科学**一〇二）　一
〔**その他告示**〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**法務**六二）　二
○肥料を登録した件
（**農林水産**九九七、九九八）　三
○農薬を登録した件（**同**九九九）
○農薬の登録が失効した件
（**同**一〇〇〇）　四
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件
（**国土交通**八四二）
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定をした件
（**四国地方整備局**五三）
○道路に関する件
（**北海道開発局**五一、五二）
〔**国会事項**〕
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　一
〔**人事異動**〕
復興庁　法務省　最高裁判所　二
〔**皇室事項**〕
官庁事項　三
〔**官庁報告**〕
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　一
国家試験
令和八年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　二
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一〇七）　三
特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（山口県公安委告示配一）　四
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（福岡県公安委告示配三）　五
特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（同四）　六
〔**公　告**〕
諸事項　七
官庁
有権者申出方関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他
株主総会、社債権者集会、解散、清算、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更、新設分割、募集株式の発行、募集新株予約権の発行、募集社債の発行、資本金の額の減少、新株予約権無償割当て、新株予約権の消却、新株予約権の取得、株式の併合、株式の分割、株式の消却、株式の取得、株式の譲渡制限、株式の種類の変更、単元株式数の変更、定款の変更、事業譲渡、事業譲受、事業の全部の賃貸、事業の全部の賃借、事業の全部の経営の委任、事業の全部の経営の受任、事業の重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の譲受、事業の重要な一部の賃貸、事業の重要な一部の賃借、事業の重要な一部の経営の委任、事業の重要な一部の経営の受任、他の会社の株式の全部又は一部の取得、他の会社の新株予約権の全部又は一部の取得、他の会社の社債の全部又は一部の取得、他の会社の株式の全部又は一部の譲渡、他の会社の新株予約権の全部又は一部の譲渡、他の会社の社債の全部又は一部の譲渡、他の会社の株式の全部又は一部の譲渡を受ける者の募集、他の会社の新株予約権の全部又は一部の譲渡を受ける者の募集、他の会社の社債の全部又は一部の譲渡を受ける者の募集、株式交換契約新株予約権の消却、株式交換契約新株予約権の取得、株式移転計画新株予約権の消却、株式移転計画新株予約権の取得、新株予約権の行使条件の変更、新株予約権の譲渡制限、新株予約権の内容の変更、新株予約権の譲渡制限の変更、新株予約権の行使条件の変更の決定、新株予約権の譲渡制限の変更の決定、新株予約権の内容の変更の決定、新株予約権の譲渡制限の変更の決定、株式交換契約新株予約権の消却の決定、株式交換契約新株予約権の取得の決定、株式移転計画新株予約権の消却の決定、株式移転計画新株予約権の取得の決定

2　省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項各号に掲げるもののほか、大学、高等専門学校又は専修学校の専攻科における学修とする。	2　省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、大学又は高等専門学校の専攻科における学修とする。
備考　表中の［　］の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

その他告示

○法務省告示第六十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年七月十六日　　法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

東京都行政書士会

東京都目黒区青葉台三丁目一番六号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号に係る変更

変更の認証年月日

令和八年七月七日

○農林水産省告示第九百九十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年五月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110184号	液状肥料	AS—LR262	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第110185号	液状肥料	AS—LR263	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第110187号	副産肥料	ARX—110K	ナガセケムテックス株式会社	大阪府大阪市西区新町一丁目１番17号
生第110194号	汚泥肥料	ふさのみのりミックス１号	J&T環境株式会社	神奈川県横浜市鶴見区弁天町３番地１
生第110196号	化成肥料	石灰窒素尿素入り化成404号—２	株式会社アグリドック	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第110200号	化成肥料	KCMAP—Cu2.0	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110217号	汚泥肥料	メイスライザ	株式会社明治	東京都中央区京橋二丁目２番１号
生第110218号	液状肥料	くみあい液肥39号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
輸第110220号	配合肥料	FH園芸一発	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110189号	化成肥料	シリカ8502	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第110201号	化成肥料	くみあい尿素苦土入り化成2010号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第110209号	液状肥料	ACL111.8	株式会社国際有機公社	富山県南砺市才川七678番地
輸第110182号	混合加里肥料	混合加里肥料（粉）	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第110195号	化成肥料	TGアンカーMP600GM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第110205号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ウレアホルム38.0	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第110206号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ウレアホルム39.0	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第110210号	硝酸石灰	硝酸カルシウム	スウィートベジタブル株式会社	長野県中野市大字新保618番地
輸第110212号	りん酸アンモニア	りん安１号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第110213号	りん酸アンモニア	RT１号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第110216号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土肥料８—２号	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110219号	配合肥料	FH側条一発	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第九百九十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年六月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110211号	汚泥肥料	雪印メグミルク汚泥肥料４号	雪印メグミルク株式会社	北海道札幌市東区苗穂町六丁目１番１号
生第110214号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合H632―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110236号	汚泥肥料	新ポロシリ元気肥料	有限会社中島機械センター	北海道河西郡中札内村東一条南二丁目14番地
生第110237号	汚泥肥料	新ポロシリ元気堆肥１	有限会社中島機械センター	北海道河西郡中札内村東一条南二丁目14番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110222号	液状肥料	エネゴA液肥１号	株式会社グリーンテクノ２１	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1539番地１
生第110223号	液状肥料	トヨチュー液肥　スーパーカルシウム	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第110247号	液状肥料	フィチングリーン	株式会社ダイイチ	熊本県荒尾市増永1850番地
生第110248号	液状肥料	フィチンゴールド	株式会社ダイイチ	熊本県荒尾市増永1850番地
輸第110232号	被覆複合肥料	HCB被覆複合２―50―18	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第九百九十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年六月二十四日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年七月十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25052	ジフェノコナゾール乳剤	プランダム乳剤25	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25053	チリカブリダニ剤	チリガブリA	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩
25054	フルアジホップP乳剤	ワンサイドP15乳剤	〃
25055	タバコカスミカメ剤	タバカメエース	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役社長　カノウ　ダニエル　ケンジ

○農林水産省告示第千号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年七月十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年５月８日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21947	ヨウ化メチルくん蒸剤	ヤシママイヒューム	東京都港区芝四丁目１番23号　日本液炭株式会社　代表取締役社長　飯塚浩幸

令和８年５月11日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23444	クロルフェナピル水和剤	協友コテツフロアブル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

令和８年５月14日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21834	ピリミノバックメチル・ベンタゾン粒剤	ＢＡＳＦヒエクリーンバサグラン粒剤	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ
22514	ペノキススラム・ベンタゾン粒剤	ＢＡＳＦワイドパワー粒剤	〃

令和８年５月15日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23375	オキシテトラサイクリン・ストレプトマイシン・銅水和剤	ゾエティスバクテサイド水和剤	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司

令和８年５月20日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23499	リムスルフロン水和剤	デュポン　ハーレイＤＦ	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社　代表取締役社長　野村真一郎

令和８年５月28日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24739	ジメテナミドＰ・ピロキサスルホン・リニュロン乳剤	クリアシープ乳剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○国土交通省告示第八百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年七月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法の検査並びに同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会徳島事務所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
変更後	徳島県徳島市勝占町中須92番地１

(二)　変更年月日　令和八年七月二十一日

○四国地方整備局告示第五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、同法第七十七条の十八第一項の確認検査の業務を行う指定確認検査機関の名称等を次のように告示する。

令和八年七月十六日

四国地方整備局長　奥田　晃久

指定確認機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
一	株式会社評価審査機構	香川県高松市ポート2番1号	省令第十五条各号に掲げる区分	徳島県及び香川県の全域	香川県高松市兵庫町8番地1	令和八年六月二十四日	指定をした日から五年間

○北海道開発局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
札幌市南区石山二条七丁目四三番三から同市南区石山二条八丁目四五二番一まで	前	二五・〇〇～二七・一三メートル
	後	二五・〇〇～三四・三五メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	留萌市船場町二丁目一〇九番地内	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　令和八年七月十六日

国会事項

衆議院

議案送付

七月十四日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

七月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

拉致被害者家族等への情報提供に関する質問主意書（有田芳生提出）

三団体訪米に関する質問主意書（有田芳生提出）

戦没者遺骨ＤＮＡ鑑定に関する質問主意書（有田芳生提出）

拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問主意書（有田芳生提出）

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問主意書（山本ジョージ提出）

氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問主意書（長妻昭提出）

答弁書受領

七月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員向山好一提出ＨＰＶワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問に対する答弁書

会議

七月十五日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

七月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

令和八年七月十五日（水曜日）

午後一時開議

第一　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

第三　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　下水道法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

弔詞

四月十三日逝去された元議員藤井孝男君に対し、七月十四日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに懲罰委員長　大蔵委員長の要職に就かれ　また国務大臣としての重任にあたられました　元議員正三位旭日大綬章藤井孝男君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

議案提出

七月十四日衆議院から次の議案が提出された。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）

議案付託

七月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会に付託

議案送付（予備審査）

七月十四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案（原田秀一発議）

質問主意書提出

七月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第七三号）

国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第七四号）

技術立国日本を支える人材育成に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第七五号）

原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七六号）

被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七七号）

「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七八号）
校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七九号）

報告書提出

七月十四日委員長から次の報告書を提出した。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）審査報告書
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書
下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書

人事異動

復興庁

（経済産業省近畿経済産業局総務企画部長）経済産業事務官　林　健善
復興事務官（福島復興局次長）に転任させる
（福島復興局次長）復興事務官　塩手　能景
経済産業省に出向させる（以上七月十三日）

法務省

（東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　中原　諒也
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（七月十三日）

最高裁判所

大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　濱谷　由紀
広島家庭裁判所判事に補する
広島家庭裁判所判事を命ずる
広島簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　渡部佳寿子
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　達野　ゆき
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する（以上七月十一日）
札幌地方裁判所判事兼札幌家庭裁判所判事・札幌簡易裁判所判事　堀内　綾乃
横浜地方裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　川本　涼平
那覇地方裁判所判事補に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する
那覇簡易裁判所判事に補する（以上七月十二日）
判事補兼簡易裁判所判事　大庭　直也
岡山地方裁判所判事補に補する
岡山地方裁判所倉敷支部勤務を命ずる
兼ねて岡山家庭裁判所判事補に補する
岡山家庭裁判所倉敷支部勤務を命ずる
判事補の職権の特例等に関する法律第１条の規定により判事の職務を行う者に指名する
倉敷簡易裁判所判事に補する
東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　中原　諒也
最高裁判所事務総局家庭局付を免ずる（以上七月十三日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月十三日午前十時十七分御出門、日本学士院第百十六回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸、同十一時四十九分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、ブルネイ国王陛下の御誕生日につき、七月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年７月16日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）
東京都Ａ
（登録実施機関の名称）
公益財団法人東京タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
東京都江東区南砂７丁目３番３号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
渡辺　佳英
（変更後の登録実施機関の代表者名）
大島代次郎
（登録事務等を行う事務所の名称）
公益財団法人東京タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
東京都江東区南砂７丁目３番３号
（登録番号）
東京－１号
（変更年月日）
令和８年６月24日

国家試験

令和８年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和８年７月16日

観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類
総合旅行業務取扱管理者試験
２．試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県
３．試験日
令和８年10月25日（日）
４．試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1)　旅行業法及びこれに基づく命令
(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3)　国内旅行実務
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理
(4)　海外旅行実務
ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理
エ．主要国の観光
オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学
カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（ウ．に係るものを除く。）
５．受験手続
(1)　受験申請の方法及び受付期間
一般社団法人日本旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和８年７月16日（木）から同年８月７日（金）までに申請されたものに限り受け付ける。
(2)　受験手数料等
ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料13,000円及び納付に係る手続費用を、一般社団法人日本旅行業協会が指定する方法により支払うこと。
イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。
(3)　受験票の交付
受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験票を交付する。
６．試験の一部免除
(1)から(6)までに定める試験の一部免除については、併用することができる。
(1)　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち(1)の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

⑵　国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に国内旅行業務取扱主任者認定証（写し）、国内旅行業務取扱主任者試験合格証（写し）又は国内旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

⑶　一般社団法人日本旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度又は令和８年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書（写し）を添付すること。

⑷　一般社団法人日本旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑷の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度又は令和８年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書（写し）を添付すること。

⑸　令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

⑹　令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「海外旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑷の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

７．合格者の発表等

合格者の発表は、令和８年12月10日（木）（予定）に、一般社団法人日本旅行業協会のホームページで行うとともに、受験者にはウェブサイト上に設定する個人ページに試験結果を通知する。

８．合格証の交付

令和８年12月10日（木）（予定）に、合格者にはウェブサイト上に設定する個人ページからダウンロードできることとする。

９．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人日本旅行業協会

住所　〒100―0013　東京都千代田区霞が関三丁目３番３号　全日通霞が関ビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人日本旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人羽澤勝夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月16日　札幌法務局

元当局所属公証人千葉和信の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月16日　旭川地方法務局

元当局所属公証人瀧村剛の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月16日　松江地方法務局

元当局所属公証人秦愼也の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月16日　広島法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０号
京都市山科区東野中井ノ上町１番地２１
清算株式会社　Ｋ商事株式会社
代表清算人　團　良幸
１　決定年月日　令和８年６月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２０１４号
東京都千代田区有楽町１丁目２番２号　東宝日比谷ビル
清算株式会社　株式会社みんなのみらい
１　決定年月日　令和８年７月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１００３号
広島市中区本川町３丁目１番５号
清算株式会社　ｉｒｏｎｉｃ株式会社
１　決定年月日　令和８年７月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１００２号
広島市西区商工センター１丁目６番34号
清算株式会社　ＪＩＲＡＵＤ株式会社
１　決定年月日　令和８年７月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号

金沢市藤江北４丁目３００番地
清算株式会社　株式会社ポテンシアエンタープライズ
代表清算人　井口千夏

1　決定年月日　令和8年7月2日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、協定債権のうち、令和８年２月１９日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて生じた債権の残金（以下「弁済対象債権」という。）の1.034725％の金員（１円未満は切り捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

金沢地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２００６号

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ＭＩ
代表清算人　板宮　一善

1　決定年月日　令和８年７月２日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ＭＩ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
1　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
2　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
3　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

		給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	
	給与所得者等再生による再生手続開始		所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告
		給与所得者等再生による再生計画認可	

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　九十二頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　八十六頁（号外第七十四号）

令和八年七月十六日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号
（甲）キリンビバレッジ株式会社
代表取締役　井上　一弘

北海道札幌市中央区北十一条西十九丁目三六番地一四七
（乙）北海道キリンビバレッジ株式会社
代表取締役　岡本　恭輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.welcia-partners.co.jp/
（乙）http://www.welcia-kaigo.co.jp

令和八年七月十六日

東京都豊島区北大塚一丁目一二番一五号
（甲）ウエルシアパートナーズ株式会社
代表取締役　西　陽一

茨城県つくば市稲荷前八番地一布川ビル二階
（乙）ウエルシア介護サービス株式会社
代表取締役　松沼　哲哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二〇頁（号外第一五五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一四二頁（号外第一五五号）

令和八年七月十六日

東京都立川市柴崎町三丁目六番二九号
（甲）東京中央都市開発株式会社
代表取締役　小澤　真也

東京都千代田区大手町二丁目一番一号
（乙）東京ベイリゾート開発株式会社
代表取締役　小澤　真也

東京都千代田区大手町二丁目一番一号
（丙）ホテル東京ベイ株式会社
代表取締役　小澤　真也

合併公告

左記組合は令和八年六月二十三日開催の通常総代会において、甲は乙と合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上中小企業等協同組合法の規定により公告いたします。

令和八年七月十六日

新潟県新潟市中央区営所通一番町三〇二番地一　（甲）新潟縣信用組合

理事長　赤川　新一

新潟県新潟市西区内野町一〇六六番地　（乙）興栄信用組合

理事長　清水　一男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十日

掲載頁　九十二頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十日

掲載頁　六十三頁（号外第七十四号）

令和八年七月十六日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

北海道札幌市中央区北十一条西十九丁目三六番地一四七

（乙）北海道キリンビバレッジサービス株式会社

代表取締役　小川　公一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

東京都台東区寿一―五―一〇―一Ｆ（一五一〇ビル）

代表社員　曲　俊　鵬　星輝合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

東京都世田谷区大原二丁目一三番九号

ＳＡＮＮＯ　ＳＰＯＲＴＳ合同会社

代表社員　田島　達朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十八日であり、組織変更後の商号はＭ　Ｇｒｏｕｐ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

東京都港区赤坂二丁目一三番一八号コリンズ３３ビル一階Ｂ室　ＡＮＧＥＬ合同会社

代表社員　グエン・ティ・リン・チャン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

東京都品川区東大井三―一―二リベルテ大井町一〇一　Ｂａｎａ―Ｈａｎａ合同会社

代表社員　吉宗　寂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

静岡県磐田市駒場八八三番地五

合同会社ビックハンズ

代表社員　堀内　祥行

組織変更公告

当組合は、令和八年六月二十九日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月十六日

愛知県豊橋市西幸町字浜池一三一番地

豊橋養鶏農業協同組合

代表理事　幡野　喜一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

福岡県うきは市浮羽町朝田四八二―一

ＹＴ＆Ｓ　Ｃｏｍｐａｎｙ合同会社

代表社員　矢野　真悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

沖縄県**那覇**市前島三丁目二五番二号泊ポートビル一Ｆ　合同会社光住宅

代表社員　株式会社ネクストプロジェクト沖縄

職務執行者　中林　祥人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十六日

福島県郡山市片平町字新蟻塚一一〇番地の一

有限会社高三　代表取締役　髙橋　宣子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百六十万円減少して九百万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十六日

千葉市中央区蘇我四丁目二番六号

株式会社ＰＩＬＩＮＡ

代表取締役　中園　智和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百十二万三千八十五円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、株主総会の決議は、令和八年八月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十六日

東京都港区南青山一丁目二番六号

フィードフォースグループ株式会社

代表取締役　塚田　耕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九六〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　一〇七頁（号外第一五四号）

令和八年七月十六日

東京都千代田区西神田一丁目四番五号

テスコ株式会社

代表取締役　髙橋　博文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十六日

石川県輪島市稲屋町二の二三番地

有限会社ＣＯＭ

代表取締役　高橋美奈子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百八十二万三千八百三十三円、資本準備金の額を八百八十七万九千二百六十三円減少し、それぞれ三千万円、二億九十四万四千五百七十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://ihistory.jp/

令和八年七月十六日

東京都港区麻布十番二丁目二一―一四―五〇五　株式会社ｉＨｉｓｔｏｒｙ

代表取締役　中野　一誠

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月十六日

京都市山科区安朱南屋敷町三五番地　ＤＣ―ＢＩＯＴＥＣＨ株式会社

代表取締役　三枝　義明

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月一日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月十六日

大阪府豊中市城山町四丁目四番一五号　株式会社エムアンドジエイ

代表取締役　畑　寿一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月三日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月十六日

大阪府堺市南区三原台四丁八番六号　株式会社ＲｅＬｉｆｅ

代表取締役　原梶　佑太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十六日

愛知県知多市岡田字下中田二〇番地の一　中日ガス株式会社

代表取締役　鶴見　徳樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十六日

愛媛県西条市古川甲二九四番地の四　株式会社白石工業

代表取締役　越智　雅文

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月十六日

熊本県菊池郡大津町引水八一五番地一五　株式会社西原建設工業

代表取締役　鈴木　秀和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である尹瑩敏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十六日

茨城県つくば市竹園一丁目五番地三―五一三号　株式会社ＤＡＷＯＮＳＹＳ

日本における代表者　尹　瑩　敏

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち、甲、乙及び丁は吸収分割して甲は丁の旅行事業及びビジネス・プロセス・アウトソーシング事業に関する権利義務を承継し丁はそれを承継させることとし、乙は丁の地域商社事業、県南フードバレー事業及び複合観光施設の運営事業に関する権利義務を承継し丁はそれを承継させることにいたしましたので公告します（以下、「本吸収分割」といいます）。

また、左記会社のうち、丙及び丁は、本吸収分割の効力発生を停止条件とし合併し、丙は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散することにいたしましたので公告します（以下、「本吸収合併」といいます）。

本吸収分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丁）

https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kessan.php

（丙）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十六日

熊本市中央区花畑町四番三号　（甲）九州産交ツーリズム株式会社

代表取締役　森崎　正之

熊本市中央区花畑町四番三号　（乙）九州産交リテール株式会社

代表取締役　松原　靖

熊本市中央区新市街一番二八号　（丙）九州産業交通ホールディングス株式会社

代表取締役　織田　正幸

熊本市中央区花畑町四番三号　（丁）株式会社ＫＡＳＳＥ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　有元　隆

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一一八頁（号外第五十四号）

令和八年七月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ジェイコアレジホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十頁（号外第二〇一号）

令和八年七月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ジェイコアレジ2ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和八年七月九日（号外第一五四号）掲載の第二十一期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「（651,789）」とあるは「（523,804）」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月十六日

東京都品川区東品川四丁目一〇番二七号

パナソニックＳＳサービス株式会社

代表取締役社長　中道　悟

訂正公告

令和八年七月十日（号外第一五五号）一七一頁掲載の決算公告中、「**株式会社十文字チキンカンパニー**」とあるは「**株式会社十文字チキンカンパニー**」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年七月十六日

扱店

ページ	段	行	誤	正
一五七	二四九	一一	当該市町村の人口で除して得た数	当該市町村の人口で除して得た数に当該市町村の人口を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を100,000で除して得た数
		一五	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
		改正後欄一一	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
		改正前欄一四	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
		改正後欄一九～二〇	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
		改正前欄一八～一九	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
	〃	改正後欄六	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
	〃	改正前欄四	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
	〃	改正後欄九～一〇	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨
	〃	改正前欄七～八	平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震
	〃	改正後欄九	0.344	0.354

令和八年三月三十一日（号外特第十五号）公布総務省令第四十四号（地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一五七	一三七	下	終りから七	総務省令で定めるもの
	〃	〃	五	当該総務省令で定める家屋同項に規定するにより当該
	〃	〃	四	
	〃	〃	四～三	同法第十七条第三項に規定する建築物移動等円滑化誘導基準
	一四六	上	一一	「第二十六号様式」の次に「から同様式別表二まで」を加える。

一四六ページ上段一二行目の次に次を加える。

「第二十六号様式別表一　挿入」

「第二十六号様式別表二　挿入」

一四八下　六　「第二十六号様式」の次に「から同様式別表二まで」を加える。

一五五ページ第十七号の二様式別表源泉控除対象親族の数の項中

『他人のその	』は
他人のその	』

の同表記載要領6及び7㈠中「第317の3の3第1項第3号」を「第317の3の3第1項第3号」の同表記載要領15中「記載すること。」を「記載すること。」の誤り。

一五九ページの次に次を加える。

